

1 指定管理者に行わせる施設の概要

施設名：藤本滝公園

(1)設置条例	薩摩川内市普通公園条例
(2)設置目的	地域住民の憩いの場
(3)施設の事業内容	—
(4)現在の管理形態	指定管理（委託料制）

2 指定管理者に行わせる業務

- (1) 普通公園の維持管理に関する業務
- (2) 普通公園の運営に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
- (4) 自主事業

3 指定管理候補者の概要

(1)名称	藤本地区コミュニティ協議会
(2)所在地	薩摩川内市樋脇町市比野 9 9 2 6 番地 3
(3)代表者名	会長 仙名 秀松
(4)設立年月日	平成 1 7 年 3 月 3 0 日
(5)基本財産	3, 0 8 9 千円
(6)職員数	9 人（コミュニティ協議会役員数）
(7) 事業概要	<p>(1) 藤本地区の総合的施策に関する事項</p> <p>(2) 市の行政施策に対する支援・協力・要望（広報広聴活動）に関する事項</p> <p>(3) 藤本地区内諸団体の事業活動に関する事項</p> <p>(4) 地域情報化に関する事項</p> <p>(5) 藤本地区の地域づくりとなるイベント等の施策に関する事項</p> <p>(6) 藤本地区の伝統行事や伝統芸能の保存継承に関する事項</p> <p>(7) 藤本地区コミュニティセンターの指定管理に関する事項</p> <p>(8) 藤本滝公園の指定管理に関する事項</p> <p>(9) その他目的達成に必要な事項</p>

4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1)基本方針	<p>当該施設は、農村集落環境整備事業で地域住民の憩いの場として設置された公園である。薩摩川内市藤本滝公園指定管理者申請要領に基づく業務範囲、管理の基準及び基本協定事項、年度別協定事項を遵守し施設の管理業務に努めながら、地域交流の場・イベント会場施設として利活用し地域活性化につなげる。</p>
(2)管理計画	<p>電気・機械等保全業務、清掃、警備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電機・機械については、常に点検を行い、異常時には市の所管課と協議し補修を行う。 ・巡視及びトイレの清掃については週 1 回以上行き、年 2～3 回の汲取りを行う。 ・草刈り作業は年 6 回実施、そのうち繁茂期は 4 月、6 月、8 月、10 月に実施する。 ・藤本地区コミュニティ協議会の年次的な振興・活性化に向けての整備については市の所管課と協議を行い整備を促進する計画である。 <p>樹木管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤の剪定作業を年 2 回することとし、5 月、2 月に実施する。 ・藤本滝公園内の樹木については、四季を通じて適時に剪定などを実施する。 <p>緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応、防犯対応は、コミ協役員や運営委員等が中心となり対応する。
(3)運営計画	<p>ニーズの把握と業務への反映方法、トラブル防止、苦情等への対応方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理に対する利用者からの要望・苦情へは真摯に対応し改善を図る。 また、トイレ等公園施設については、定期的に確認を行い設備等の不備が無いか利用者の安全対策と衛生面へ配慮する。 <p>個人情報の保護や情報の公開についての考え方、取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務に関して取り扱う個人情報の保護等については、該当する法令の規定に基づき管理するとともに、保有する情報の公開については、法令に基づき適切に対応する。 また、業務従事者については、個人情報の取り扱い・管理について周知徹底を図る。
(4)組織体制	<p>「藤本地区コミュニティ協議会組織図」のとおり 公園管理については、主に総務環境部会と地域活性化部会で行う。</p>

(5)支出計画	項 目		金額 (千円)
			令和3年度
	支 出	人件費	20
		光熱水費	21
		修繕費	30
		管理費	19
		委託費	248
		公租公課	0
		雑費	5
合計		343	

5 選定経過の概要

(1)選定委員会開催日	令和2年7月14日(火)
(2)選定委員	建設部長、建設整備課長、財産活用推進課長、地元代表者等(3名) 計6名
(3)応募団体数	ア①民間事業者__ ②NPO法人__ ③出資法人__ ④その他_1_ イ①市内事業者_1 ②市外事業者__ ③県外業者__ 計_1_者
(4)選定の理由	藤本滝公園指定管理候補者選定委員会の審査において、施設の設置目的を理解し、維持管理を行う上で必要な管理運営計画等を有しており、指定管理候補者として適当であると判断されたため、選定した。
(5)採点結果表	別紙のとおり。

採点結果表

審査項目	配点	藤本地区コミュニティ協議会
1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等使用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。		
施設の設置目的を十分理解し、その目的を効果的に達成できるか。	240	184
関係法規等を遵守し、市民の安全と平等使用が確保されているか。		
使用者とのトラブル防止、苦情等の対応方法が確保されているか。		
使用者のニーズの把握及びサービス向上策が図られているか。		
2 施設の管理経費の縮減が図られるか。		
経費の縮減が図られているか。	120	80
経費削減のための方策は適切か。		
3 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができるか。		
管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。	240	192
施設の管理及び維持管理・補修等の計画や方針は適切か。		
地域ボランティア活動等により社会貢献をしているか。		
個人情報の保護や情報公開への取り組みは適切か。		
合計	600	456